

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月31日
【会社名】	クオール株式会社
【英訳名】	Q o l C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 勝
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階
【電話番号】	03-6430-9060
【事務連絡者氏名】	取締役 福満 清伸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階
【電話番号】	03-6430-9060
【事務連絡者氏名】	取締役 福満 清伸
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 3,994,782,300円 オーバーアロットメントによる売出し 624,919,500円
	（注）1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年5月24日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年5月24日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,700,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成25年5月31日（金）開催の取締役会決議によります。

2 本募集（以下「一般募集」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、855,000株を上限として、一般募集の主幹会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は平成25年5月31日（金）開催の取締役会において、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が割当先とする第三者割当による当社普通株式855,000株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資について」をご参照ください。

3 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年6月10日（月）から平成25年6月13日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額（発行価格）の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	5,700,000株	3,994,782,300	1,997,391,150
計（総発行株式）	5,700,000株	3,994,782,300	1,997,391,150

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年5月24日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成25年6月14日(金) 至 平成25年6月17日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年6月20日(木) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、平成25年6月10日（月）から平成25年6月13日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1)募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.qol-net.co.jp/ir/news/press/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年6月7日（金）から平成25年6月13日（木）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年6月10日（月）から平成25年6月13日（木）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年6月10日（月）の場合、申込期間は「自 平成25年6月11日（火）至 平成25年6月12日（水）」、払込期日は「平成25年6月17日（月）」

発行価格等決定日が平成25年6月11日（火）の場合、申込期間は「自 平成25年6月12日（水）至 平成25年6月13日（木）」、払込期日は「平成25年6月18日（火）」

発行価格等決定日が平成25年6月12日（水）の場合、申込期間は「自 平成25年6月13日（木）至 平成25年6月14日（金）」、払込期日は「平成25年6月19日（水）」

発行価格等決定日が平成25年6月13日（木）の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、
となりますので、ご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年6月10日（月）の場合、受渡期日は「平成25年6月18日（火）」

発行価格等決定日が平成25年6月11日（火）の場合、受渡期日は「平成25年6月19日（水）」

発行価格等決定日が平成25年6月12日（水）の場合、受渡期日は「平成25年6月20日（木）」

発行価格等決定日が平成25年6月13日（木）の場合、受渡期日は「平成25年6月21日（金）」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

（３）【申込取扱場所】

後記「３ 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 市ヶ谷支店	東京都千代田区五番町 2 番地23
株式会社三菱東京UFJ銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町四丁目 1 番地

（注）上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	3,420,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	1,140,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	570,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	570,000株	
計		5,700,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,994,782,300	34,785,000	3,959,997,300

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年5月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,959,997,300円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限594,039,300円と合わせて、手取概算額合計上限4,554,036,600円について、平成25年6月から平成25年9月までに4,000,000,000円を株式会社アルファームの株式の取得(子会社化)に伴う短期借入金の返済に、残額が生じた場合には平成25年9月までに取引金融機関からの長短借入金の返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	855,000株	624,919,500	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.qol-net.co.jp/ir/news/press/>）（新聞等）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年5月24日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成25年 6月14日(金) 至 平成25年 6月17日(月) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C 日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所		

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、855,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、S M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年6月10日（月）の場合、「平成25年6月13日（木）から平成25年7月12日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月11日（火）の場合、「平成25年6月14日（金）から平成25年7月12日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月12日（水）の場合、「平成25年6月15日（土）から平成25年7月12日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月13日（木）の場合、「平成25年6月18日（火）から平成25年7月17日（水）までの間」

となります。

2 第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、平成25年5月31日(金)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式855,000株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成25年7月18日(木)から平成25年7月22日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の3営業日後の日とします。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社メディopalホールディングスは、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はそのロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4 「1株当たりの指標」の遡及修正数値について

当社は平成21年9月1日付で普通株式1株を2株、平成23年10月1日付で普通株式1株を2株及び平成24年4月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第17期及び第18期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。また、第21期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりません。

		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
		平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期
連 結	1株当たり純資産額（円）	368.06	396.55	436.07	488.87	511.39
	1株当たり当期純利益金額（円）	26.41	33.47	45.94	62.11	52.76
	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円）	-	-	-	-	-
個 別	1株当たり純資産額（円）	356.14	376.13	406.21	441.98	501.15
	1株当たり当期純利益（円）	16.20	249.7	36.50	42.85	90.36
	1株当たり配当額（円） （うち1株当たり中間配当額）	5.00 (2.50)	5.75 (2.50)	8.50 (2.50)	24.50 (7.25)	20.00 (8.00)
	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円）	-	-	-	-	-

5 簡易株式交換による連結子会社（株式会社レークメディカル）の完全子会社化について

当社は、平成25年5月31日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社レークメディカルを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

なお、詳細につきましては、後記「第三部 追完情報 1 臨時報告書の提出」に記載のとおりです。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

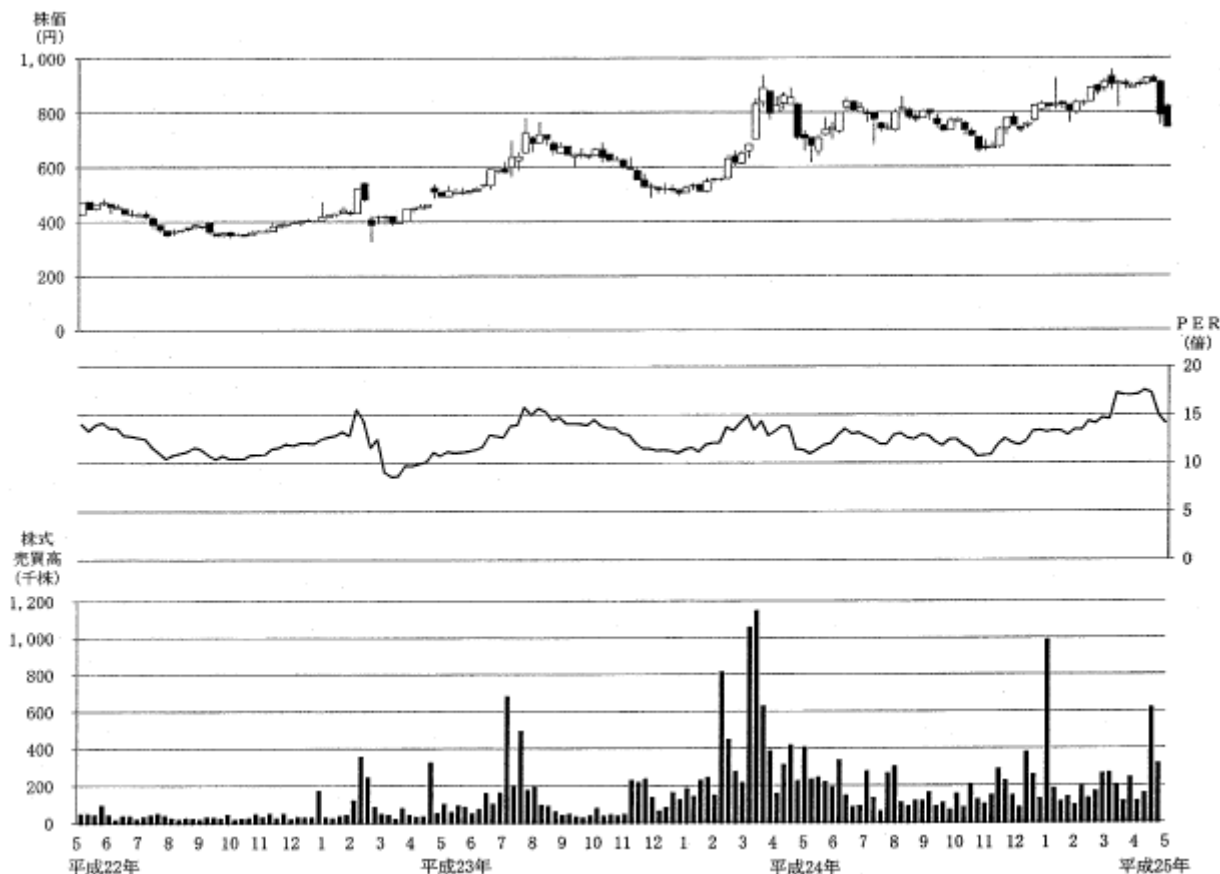
- 1 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.qol-net.co.jp/ir/news/press/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- 2 募集又は売出しの公表後における空売りについて
 - （1）金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。
 - （2）金融商品取引業者等は、（1）に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - （注）1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年5月31日から平成24年1月31日までの株式会社大阪証券取引所及び平成24年2月1日から平成25年5月24日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- （注）1 当社は、平成23年10月1日付で普通株式1株を2株、平成24年4月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2乃至4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
- 2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成23年10月1日付株式分割の基準日前の株価については、当該株価を200で除した数値を株価とし、平成24年4月1日付株式分割の基準日前の株価については、当該株価を100で除した数値を株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益（連結）}}$$

平成22年5月31日から平成23年3月31日については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 『1株当たり指標』の遡及修正数値について」に記載の平成22年3月期の連結の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 『1株当たり指標』の遡及修正数値について」に記載の平成23年3月期の連結の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 『1株当たり指標』の遡及修正数値について」に記載の平成24年3月期の連結の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成25年5月24日については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 『1株当たり指標』の遡及修正数値について」に記載の平成25年3月期の未監査の連結の1株当たり当期純利益を使用。

4 株式売買高について、平成23年10月1日付株式分割の基準日前は当該株式売買高に200を乗じた数値を株式売買高とし、平成24年4月1日付株式分割の基準日前は当該株式売買高に100を乗じた数値を株式売買高としております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年12月1日から平成25年5月24日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期事業年度）の提出日（平成24年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月31日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年6月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役として、岩田明達、中村勝、中村敬、荒木進、岡村章二、大島美岐子、福満清伸、井村光雄、高田龍三及び左近祐史を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、関谷健治を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、山本行治を選任する。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

取締役の報酬等の額を、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）に改定する。

第5号議案 監査役の報酬等の額改定の件

監査役の報酬等の額を、年額40百万円以内に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）	
岩田 明達	142,844	443			可決（82.21%）
中村 勝	142,850	437			可決（82.22%）
中村 敬	142,841	446			可決（82.21%）
荒木 進	142,821	466			可決（82.20%）
岡村 章二	142,866	421			可決（82.23%）
大島美岐子	142,864	423			可決（82.22%）
福満 清伸	142,860	427			可決（82.22%）
井村 光雄	142,862	425			可決（82.22%）
高田 龍三	142,493	844			可決（82.01%）
左近 祐史	142,213	1,074			可決（81.85%）
第2号議案	143,713	215		（注）	可決（82.71%）
第3号議案	143,107	181		（注）	可決（82.36%）
第4号議案	142,750	538		（注）	可決（82.16%）
第5号議案	142,898	390		（注）	可決（82.24%）

（注）出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期事業年度）の提出日（平成24年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月31日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、平成24年8月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（1）当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの
名称 三菱商事株式会社

（2）当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に関する割合

区分	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 （平成24年3月31日）	50,244個	19.26%
異動後 （平成24年8月24日）	13,527個	5.19%

（注）発行済株式総数から議決権を有しない株式として控除した株式数 154,600株

（3）当該異動の年月日

平成24年8月24日

（4）その他の事項

提出日現在の発行済株式総数 26,236,800株

提出日現在の資本金の額 1,126,360千円

（注）異動前の総株主等の議決権に対する割合は、異動年月日の直前で確定している平成24年3月31日現在の株主名簿に基づき算出しております。

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期事業年度）の提出日（平成24年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月31日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、平成24年10月16日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（１）取得対象子会社の概要

商号	アポプラスステーション株式会社		
本店の所在地	東京都千代田区富士見二丁目7番2号		
代表者の氏名	代表取締役社長 尾崎 健久		
資本金の額	438百万円		
純資産の額	846百万円		
総資産の額	2,371百万円		
事業の内容	医療・医薬専門職業紹介、派遣事業 薬局事業		
取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	5,520百万円	5,235百万円	5,249百万円
営業利益	574百万円	293百万円	154百万円
経常利益	569百万円	278百万円	153百万円
当期純利益	323百万円	106百万円	7百万円
当社と取得対象子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係	資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と取得対象子会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と取得対象子会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社と当該会社との間には、派遣社員の募集に関する取引実績がございますが、取引件数及び取引金額については僅少であります。	

（２）取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、平成4年の設立以来、患者さまに“選ばれる薬局”を念頭に調剤薬局の経営を主力事業として展開してまいりました。加えて、平成15年以降は、調剤事業を主力事業としつつ、治験関連事業、人材派遣・紹介事業、医療・医薬情報資材制作関連事業など非調剤事業にも参入し、医療関連市場における事業領域の拡大を図ってまいりました。

当該取得を契機に、調剤事業の成長戦略に加え、非調剤事業の柱を人材派遣・紹介事業に据え、成長分野であるCSO（注）市場への本格参入と当社グループ全体の成長戦略の実現を果たしてまいります。

取得対象子会社であるアポプラスステーション株式会社は、平成5年の創業以来、薬剤師・看護師・保健師等医療関連人材紹介・派遣事業を展開し、平成10年には国内企業としては初めてCSO事業に参入、現在においてはCSO事業を同社の主力事業領域として成長発展しており、業界トップクラスの地位を確立しております。

同社と当社グループの人材派遣・紹介事業に関するノウハウを共有すること、また同社の業界内の確固たる地位を最大限に活用することで、人材紹介・派遣事業の飛躍的發展につなげることを目的としております。それにより、当社グループは、成長分野であるCSO市場へ本格参入することとなり、非調剤事業の成長拡大に寄与するものと確信しております。

このような理由から、当社グループの平成24年3月5日付公表の中期経営計画達成に向けた着実な事業推進とともに、当社の株主にとっての価値向上に寄与するものと考え、当社は平成24年10月15日の当社取締役会において本
子会社取得を決定いたしました。なお、同日付で当社は、株式譲渡契約を締結いたしました。

(注)CSO: Contract Sales Organizationの略(MRの派遣を中心とした医薬品の営業及びマーケティングの受託)

(3)取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

アポプラスステーション株式会社の普通株式	2,788百万円
アポプラスステーション株式会社のA種株式	208百万円
アポプラスステーション株式会社の新株予約権	103百万円
アドバイザー費用等(概算額)	135百万円
合計(概算額)	3,235百万円

(4)日程

取締役会決議	平成24年10月15日
株券引渡期日	平成24年10月31日(予定)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第20期事業年度)の提出日(平成24年6月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成25年5月31日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、平成25年3月22日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 取得対象子会社の概要

商号	株式会社アルファーム		
本店の所在地	茨城県水戸市千波町1950番地		
代表者の氏名	代表取締役社長 柿崎 正輝		
資本金の額	47百万円		
純資産の額	497百万円		
総資産の額	2,033百万円		
事業の内容	調剤薬局の経営		
取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	4,521百万円	4,522百万円	4,820百万円
営業利益	100百万円	136百万円	158百万円
経常利益	101百万円	138百万円	163百万円
当期純利益	51百万円	63百万円	68百万円
当社と取得対象子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係	資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と取得対象子会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と取得対象子会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係会社と取得対象子会社との間には、医薬品の仕入取引関係がございます。	

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、平成4年の設立以来、患者さまに“選ばれる薬局”を念頭に調剤薬局の経営を主力事業とし、平成25年3月1日現在、435店舗（うち関東地方205店舗）を展開しております。

一方、株式会社アルファームは、平成9年の設立以来、薬の専門家として地域医療の一翼を担い地域になくてはならない“かかりつけ薬局”を目指し、茨城県を中心に栃木県、群馬県の3県に23店舗を展開しております。

本件株式取得は、株式会社アルファームと当社グループの調剤薬局を合わせることで、関東地方において、積極的な出店が期待でき、すでに具体化している新規出店計画を加味すれば、調剤薬局業界トップの店舗数を築くことが可能であると考えております。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社アルファームの普通株式	4,000百万円
アドバイザー費用等（概算額）	2百万円
合計（概算額）	4,002百万円

(4) 日程

取締役会の決議に替わる書面決議	平成25年3月22日
株券引渡期日	平成25年4月5日（予定）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期事業年度）の提出日（平成24年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月31日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、平成25年5月31日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年3月31日現在）

商号	株式会社レークメディカル
本店の所在地	滋賀県湖南市梅影町3番地の23
代表者の氏名	代表取締役社長 藤岡 平一郎
資本金の額	22百万円
純資産の額	（単体）236百万円
総資産の額	（単体）1,364百万円
事業の内容	保険薬局の経営及び関連事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

（単体）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	1,962	2,109	2,105
営業利益（百万円）	34	87	15
経常利益（百万円）	42	114	21
当期純利益（百万円）	19	44	21

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年5月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
クオール株式会社	55.56%
藤岡 平一郎	40.00%
西村 雄一	4.44%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成25年5月31日現在）

資本関係	当社は、レークメディカルの総議決権の55.56%を保有しております。
人的関係	当社役員のうち、1名はレークメディカルの取締役を兼任しております。
取引関係	当社からレークメディカルに対して薬剤師5名、医療事務2名の出向を行っております。

（2）本株式交換の目的

当社の中期ビジョンである『「選ばれる薬局」「QOLサポート企業」としてのクオールブランドを確立し、変化に強い企業体質を実現』に向け、レークメディカルを完全子会社化することにより、意思決定、経営戦略実行の迅速化、グループ経営のさらなる推進とシナジー効果の追求を図り、競争力を高め、強固な経営基盤を構築することを目的として、本株式交換を実施することといたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を完全親会社、レークメディカルを完全子会社とする株式交換であります。なお、当社は、会社法第796条第3項の定めに基づく簡易株式交換の手続により、会社法第795条第1項に定める当社の株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行います。

また、レークメディカルは、平成25年6月30日までに、会社法第319条第1項の規定により、全株主に本契約書の承認及び本株式交換に必要な事項に関する提案を行い、株主総会の決議に代わる株主全員からの書面又は電磁的記録による同意の意思表示を取得します。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	レークメディカル (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	2,160.5

(注1) 本株式交換により発行する当社の新株式数：普通株式：432,100株

(注2) レークメディカルの普通株式1株に対して、当社の普通株式2,160.5株を割当て交付いたします。但し、当社が保有するレークメディカルの普通株式250株については、割当交付を行いません。

株式交換契約の内容

当社がレークメディカルとの間で、平成25年5月31日付で締結した株式交換に係る株式交換契約書の内容については、末尾の別紙をご参照ください。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を担保するため、第三者算定機関を選定し、その算定を依頼しました。当該第三者算定機関による算定結果を参考として、両社間で両社の株主にとっての有効性を総合的に勘案した結果、前記2.(3)に記載した株式交換比率が妥当であると判断いたしました。

また、第三者算定機関は、当社が本株式交換に係る株式交換契約の締結日から効力発生日までの間に、公募増資による5,700,000株の新株式発行及びS M B C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による855,000株を上限とする新株式発行を予定していることを踏まえて評価を行っております。

なお、本株式交換における株式交換比率は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更する場合があります。

算定機関との関係

第三者算定機関は、当社及びレークメディカルの関連当事者には該当いたしません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	クオール株式会社
(2) 本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 中村 勝
(4) 資本金	1,126百万円
(5) 純資産	現時点では確定しておりません。
(6) 総資産	現時点では確定しておりません。
(7) 事業内容	保険薬局の経営及び関連事業

当社は、本株式交換に係る株式交換契約の締結日から効力発生日までの間に、公募増資による5,700,000株の新株式発行及びS M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による855,000株を上限とする新株式発行を予定しており、本株式交換後の当社の資本金の額は、平成25年5月31日現在における資本金の額である1,126百万円に、上記公募増資及び第三者割当により発行される新株式の数に1株当たりの払込金額を乗じた額を2で除して得られる額(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。)を加算した額となることが予定されております。なお、本株式交換により当社の資本金の額は増加いたしません。

以上

(別紙)

株式交換契約書

クオール株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社レークメディカル(以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社として株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号:クオール株式会社

住所:東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階

(2) 乙(株式交換完全子会社)

商号:株式会社レークメディカル

住所:滋賀県湖南市梅影町3番地の23

第3条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式(甲が所有する乙の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載された乙の株主のうち甲を除く株主に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に2,160.5を乗じて得られる数(但し、1株に満たない端数が生じた場合はこれを控除する。)の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の株主名簿に記載された甲を除く株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2,160.5株を割当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、割当てる株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 0円

(2) 資本準備金 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額

(3) 利益準備金 0円

第5条(乙の自己株式の取扱い)

乙は、基準時まで、乙が所有している自己株式の全部を消却する。

第6条(効力発生日)

1. 本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成25年8月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。
2. 前項但し書に従って効力発生日を変更する場合には、乙は、変更前の効力発生日(但し、変更後の効力発生日が変更前の効力発生日より前の日である場合には、当該変更後の効力発生日とする。)の前日までに変更後の効力発生日を公告する。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

1. 本株式交換について、株式交換反対通知をした甲の株主の有する議決権の総数が、甲の議決権を行使することができる株主の議決権の総数の9分の1を超えた場合には、甲乙協議の上、その対応を決定する。
2. 前項に規定する場合のほか、本契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月31日

甲 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー37階
クオール株式会社
代表取締役社長 中村 勝 印

乙 滋賀県湖南市梅影町3番地の23
株式会社レークメディカル
代表取締役社長 藤岡 平一郎 印

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期事業年度）及び四半期報告書（第21期事業年度第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月31日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については____罫で示しております。なお、以下の項目については本有価証券届出書提出日（平成25年5月31日）までの間に見直しを行った結果、削除しております。

- b. 保険薬局の事業環境について
 - (c) 調剤基本料の格差について
- f. 経営成績の季節的変動について
- i. 固定資産の減損会計適用について
- k. 敷金・入居保証金の返還について
- p. 医療・医薬情報資材制作関連事業について
- q. 治験関連事業について

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成25年5月31日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たな将来に関する事項もありません。

a. 法的規制等について

(a) 保険薬局の新規開設について

当社グループが薬局を開設し、「薬事法」「健康保険法」上の医薬品を販売するにあたり、各都道府県等の許可・登録・指定・免許を受けることができない場合、関連する法令に違反した場合、またはこれらの法令が改正された場合等において、当社グループの出店計画及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。その法的規制の主な内容は以下のとおりです。

許可・登録・指定・免許の別	有効期限	関連する法令	登録等の交付者
薬局開設許可	6年	薬事法	各都道府県知事
高度管理医療機器等販売・賃貸許可	6年	薬事法	各都道府県知事
保険薬局指定	6年	健康保険法	各地方厚生局長
麻薬小売業者免許	1～2年	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
薬局製剤製造販売許可	6年	薬事法	厚生労働大臣

(b) 薬剤師の確保について

保険薬局業務においては、「薬剤師法」第19条に基づき薬剤師以外の調剤が禁じられております。また、薬局_店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令に基づき、1日平均取扱処方箋40枚に対して1人の薬剤師を配置する必要がある旨定められております。

このため、新規採用者数の減少・退職者数の増加などにより薬剤師の必要人数が確保できない場合には、当社グループの新規出店計画及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

b．保険薬局の事業環境について

(a) 医薬分業率の動向について

医薬分業は、医療機関と保険薬局がそれぞれ専門分野で業務を分担し、国民医療の質の向上を図ろうとするものであり、国の政策として推進されてきました。今後、医薬分業率が低下する場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 薬価改定について

薬価は、近年、2年に1度のペースで改定されております。今後、薬価のマイナス改定によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c．新規出店政策について

当社グループは、平成25年3月末現在、直営437店舗、フランチャイズ1店舗の保険薬局を運営しております。最近の当社グループの業容拡大には、店舗数の拡大が大きく寄与しております。

今後とも買収を含めて店舗数の拡大を図っていく方針であります。当社グループの出店条件に合致する新規案件を確保できないことにより計画どおりに出店できない場合には当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

不採算店舗について処方元医療機関及び地域医療に与える影響が大きいとの理由から閉店できない場合には、当社グループの事業計画や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

d．資金調達について

当社グループは、借入等により資金を調達し、保険薬局の出店等を行っております。今後も借入等多様な手段により資金調達し出店等を行う予定であり、その場合、支払利息が増加する可能性があります。また、業績悪化等により追加借入が困難となることにより当社グループの事業計画や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

e．調剤過誤について

当社グループでは、調剤過誤を防止するために、社内教育を徹底し、加えて、調剤過誤防止システムの導入や社内イントラネットにおいて実績を収集し、様々な対策を講じております。しかし、調剤過誤が発生し、訴訟を受けて多額の損害賠償の支払いや、それに伴う社会的信用を損なうことがあった場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

f．個人情報の利用・管理について

当社グループは、調剤業務において患者さまの病歴及び薬歴などの個人情報を取り扱っております。当社グループにおいては、個人情報について個人情報保護管理者を選任し情報の利用・管理等に関する社内ルールを設け、その管理の徹底に万全を期しております。万一、これらの個人情報が漏洩した場合には、住所・氏名などの一般的な個人情報の漏洩と比較し、より多額の損害賠償が生じ、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

g．消費税等の影響について

保険薬局事業においては、社会保険診療に係わる調剤売上は消費税法上非課税となる一方、医薬品等の仕入は同法において課税されております。このため、当社グループ内の保険薬局事業会社は、消費税等の最終負担者となっており、仕入先に支払った消費税等は、売上原価に計上されております。

過去の消費税等の導入時及び消費税率改定時には、消費税率の上昇分が薬価の改定において考慮されておりましたが、今後、消費税率が改定され、その影響が薬価に反映されなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

h. のれんの減損について

当社グループは、M & A等により事業拡大を図ることを経営戦略として推進しております。M & A等においては、将来にわたり安定的な収益力を確保できることを十分に検討し買収しておりますが、将来、計画通りに収益を確保出来ない場合にはのれんに係る減損損失が発生し、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

i. 知的財産権について

当社グループが各種サービスを展開するにあたっては、他者の持つ特許権、商標権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っておりますが、万一、他者の知的財産権を侵害した場合には、多額の損害賠償責任を負う可能性があります。

また、当社グループの持つ知的財産権を侵害されないよう細心の注意を払っておりますが、他者からの侵害を把握しきれない、もしくは適切な対応ができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

j. その他の規制について

当社グループが各種サービスを展開する上で、「薬事法」による広告の制限等の規制、または公正取引委員会による「医療用医薬品製造業における景品等の提供の制限に関する公正競争規約」等の医薬品業界特有の各種規制には特段の注意を払っております。

今後においても、各種規制については十分に留意して事業運営を行う方針ですが、業界の様々な動きに対して、法令や業界団体による規制等の改廃、新設が行われる可能性があります。これら新たな動きに当社グループが何らかの対応を余儀なくされた場合や、当社グループがこれらに対応できない場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

k. その他の関係会社である株式会社メディパルホールディングスとの関係について

その他の関係会社である株式会社メディパルホールディングス（平成25年3月末現在、当社の発行済株式の28.90%を保有）とは、ビジネスパートナーとして友好的関係を維持しております。また、当社グループの経営方針について、事業推進上の制約はありません。今後、株式会社メディパルホールディングスの方針に変更が生じ、仕入先等との関係に影響が生じた場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。同社と当社との関係は以下のとおりであります。

株式会社メディパルホールディングスと当社との人的及び取引関係

人的関係については、平成25年3月末現在、当社役員13名（取締役10名、監査役3名）のうち、1名が株式会社メディパルホールディングスの役員を兼務しております。その氏名並びに同社における役職は以下のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	左近祐史	株式会社メディパルホールディングス 取締役

取締役左近祐史氏は、株式会社メディパルホールディングス及び同社グループにおいて、医療関連事業に幅広く携わった経験と知識があり、当社の経営に貢献できる総合的能力を兼ね備えていることから当社が招聘しております。

取引関係については、株式会社メディパルホールディングスとの直接的な取引はありません。同社のグループ会社とは、医療用医薬品及び一般用医薬品等の仕入取引がありますが、取引比率は同社グループ以外の会社を含め、公正妥当な判断に基づき各社との取引比率を当社が決定しております。また同社からは、事業推進上の制約はありません。

1. 大規模災害による影響について

保険薬局事業における当社グループが経営する保険薬局(店舗)は、関東地区に集中しております。当該地区において大規模災害が発生した場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

3 最近の業績の概要

(1) 第21期連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

平成25年5月14日開催の取締役会で承認し、公表した第21期連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。金額については、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

連結財務諸表
(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,984	5,347
受取手形及び売掛金	9,671	8,240
商品及び製品	2,163	3,339
仕掛品	30	48
貯蔵品	99	110
繰延税金資産	592	713
その他	384	781
貸倒引当金	6	5
流動資産合計	15,919	18,575
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,387	4,109
工具、器具及び備品（純額）	1,035	1,029
土地	1,172	1,881
その他（純額）	74	116
有形固定資産合計	5,669	7,137
無形固定資産		
のれん	7,064	10,922
ソフトウェア	735	747
その他	244	110
無形固定資産合計	8,045	11,780
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,957	2,215
繰延税金資産	276	211
その他	716	858
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	2,947	3,282
固定資産合計	16,662	22,200
繰延資産		
社債発行費	-	13
繰延資産合計	-	13
資産合計	32,582	40,790

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,043	10,341
短期借入金	990	443
1年内返済予定の長期借入金	1,982	3,461
未払法人税等	703	761
賞与引当金	892	1,059
その他	1,488	2,225
流動負債合計	16,100	18,292
固定負債		
長期借入金	3,395	7,910
社債	-	860
退職給付引当金	0	35
繰延税金負債	-	3
資産除去債務	288	400
その他	47	111
固定負債合計	3,731	9,321
負債合計	19,831	27,614
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,126	1,126
資本剰余金	7,139	7,161
利益剰余金	4,465	5,160
自己株式	9	435
株主資本合計	12,721	13,013
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29	37
その他の包括利益累計額合計	29	37
少数株主持分	-	125
純資産合計	12,750	13,175
負債純資産合計	32,582	40,790

[次へ](#)

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
売上高	66,201	76,783
売上原価	57,675	67,363
売上総利益	8,525	9,420
販売費及び一般管理費	5,217	6,607
営業利益	3,308	2,812
営業外収益		
家賃収入	16	9
受取手数料	37	52
負ののれん償却額	21	-
保険解約返戻金	-	41
補助金収入	20	9
その他	22	70
営業外収益合計	118	182
営業外費用		
支払利息	54	80
株式交付費	7	-
アレンジメントフィー	33	12
持分法による投資損失	26	6
株式公開費用	56	41
その他	10	25
営業外費用合計	188	165
経常利益	3,238	2,829
特別利益		
固定資産売却益	3	3
負ののれん発生益	-	17
その他	-	0
特別利益合計	3	21
特別損失		
固定資産売却損	2	2
固定資産除却損	134	53
減損損失	56	67
災害による損失	21	-
その他	16	0
特別損失合計	230	123
税金等調整前当期純利益	3,010	2,727
法人税、住民税及び事業税	1,289	1,381
法人税等調整額	161	46
法人税等合計	1,450	1,334
少数株主損益調整前当期純利益	1,560	1,392
少数株主利益	-	43
当期純利益	1,560	1,349

[前へ](#) [次へ](#)

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,560	1,392
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	33	7
その他の包括利益合計	33	7
包括利益	1,593	1,400
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,593	1,356
少数株主に係る包括利益	-	43

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	814	1,126
当期変動額		
新株の発行	311	-
当期変動額合計	311	-
当期末残高	1,126	1,126
資本剰余金		
当期首残高	6,767	7,139
当期変動額		
新株の発行	311	-
自己株式の処分	60	22
当期変動額合計	372	22
当期末残高	7,139	7,161
利益剰余金		
当期首残高	3,232	4,465
当期変動額		
剰余金の配当	327	653
当期純利益	1,560	1,349
当期変動額合計	1,232	695
当期末残高	4,465	5,160
自己株式		
当期首残高	18	9
当期変動額		
自己株式の取得	-	499
自己株式の処分	8	73
当期変動額合計	8	425
当期末残高	9	435
株主資本合計		
当期首残高	10,796	12,721
当期変動額		
新株の発行	623	-
剰余金の配当	327	653
当期純利益	1,560	1,349
自己株式の取得	-	499
自己株式の処分	69	96
当期変動額合計	1,925	292
当期末残高	12,721	13,013

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3	29
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	7
当期変動額合計	33	7
当期末残高	29	37
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3	29
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	7
当期変動額合計	33	7
当期末残高	29	37
少数株主持分		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	125
当期変動額合計	-	125
当期末残高	-	125
純資産合計		
当期首残高	10,792	12,750
当期変動額		
新株の発行	623	-
剰余金の配当	327	653
当期純利益	1,560	1,349
自己株式の取得	-	499
自己株式の処分	69	96
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	133
当期変動額合計	1,958	425
当期末残高	12,750	13,175

[前へ](#) [次へ](#)

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,010	2,727
減価償却費	1,354	1,496
のれん償却額	449	688
持分法による投資損益（は益）	26	6
退職給付引当金の増減額（は減少）	71	4
賞与引当金の増減額（は減少）	99	104
貸倒引当金の増減額（は減少）	0	1
株式交付費	7	-
株式公開費用	56	41
固定資産除売却損益（は益）	133	52
減損損失	56	67
受取利息及び受取配当金	8	13
支払利息	54	80
たな卸資産の増減額（は増加）	312	644
売上債権の増減額（は増加）	941	2,730
仕入債務の増減額（は減少）	565	449
その他	160	175
小計	5,265	6,705
利息及び配当金の受取額	6	10
利息の支払額	52	80
法人税等の支払額	1,389	1,309
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,830	5,327
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	0	37
定期預金の払戻による収入	19	14
有形固定資産の取得による支出	2,271	2,039
有形固定資産の売却による収入	8	21
事業譲受による支出	1,006	156
無形固定資産の取得による支出	292	343
投資有価証券の取得による支出	-	36
投資有価証券の売却による収入	-	1
子会社株式の取得による支出	810	4,010
貸付けによる支出	50	-
貸付金の回収による収入	7	21
敷金及び保証金の差入による支出	220	404
敷金及び保証金の回収による収入	121	391
その他	65	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,561	6,607

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	490	833
長期借入れによる収入	2,200	7,240
長期借入金の返済による支出	1,983	2,707
社債の発行による収入	-	986
株式の発行による収入	615	-
自己株式の取得による支出	-	499
自己株式の処分による収入	69	96
配当金の支払額	327	657
その他	64	61
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,000	3,563
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	269	2,283
現金及び現金同等物の期首残高	2,714	2,984
現金及び現金同等物の期末残高	2,984	5,268

[前へ](#) [次へ](#)

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 . 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 19社

連結子会社の名称

フェーズオン(株)

(株)医療総合研究所

メディカルクオール(株)

クオールメディス(株)

クオールアシスト(株)

メディプロ(株)

ホスピタルクオール(株)

(株)エスカルラボラトリーズ

メディコ(株)

アポプラスステーション(株)

他 9 社

当連結会計年度において株式取得により連結子会社となりましたメディコ(株)、アポプラスステーション(株)他 8 社は、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、平成24年 4 月に(株)福聚、平成24年 7 月に(株)イムノファーマシー大阪及びテイオーファーマシー(株)、平成24年10月に三条ドラッグ(有)は、それぞれクオール(株)と合併し、消滅しております。

2 . 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 2 社

当連結会計年度において新たに株式を取得した 1 社は、当連結会計年度より持分法の範囲に含めております。

3 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 . 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

a . 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. たな卸資産

(a) 商品及び製品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(b) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(c) 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

(リース資産除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 3年～45年

工具、器具及び備品 2年～20年

b. 無形固定資産

(リース資産除く)

定額法

自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

d. 長期前払費用

定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

a. 社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

b. 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員の賞与の支給額に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

c. 退職給付引当金

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。取引の開始にあたっては、所定の社内審議、決裁手続を経て実施しております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、20年以内の合理的な期間で定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

ただし固定資産に係る控除対象外消費税等は繰延処理し、法人税法に規定する期間により償却しています。

（会計方針の変更）

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

当社は、平成24年3月14日開催の取締役会決議に基づき、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とし、従業員持株E S O P信託（以下、「E S O P信託」といいます。）を導入いたしました。

E S O P信託による当社株式の取得・処分については、当社とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。従ってE S O P信託が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに収益及び費用については連結貸借対照表及び連結損益計算書に含めて計上しております。

なお、平成25年3月31日現在において信託口が所有する自己株式数は561,900株であります。

[前へ](#) [次へ](#)

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

(a) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、市場及び販売方法等の類似性別に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、「保険薬局事業」を報告セグメントとしております。

「保険薬局事業」は、保険薬局の経営を行っております。

(b) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(c) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	保険薬局事業	計				
売上高						
(1)外部顧客への売上高	64,200	64,200	2,000	66,201		66,201
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	16	16	372	388	388	
計	64,216	64,216	2,373	66,590	388	66,201
セグメント利益	3,987	3,987	176	4,164	855	3,308
セグメント資産	30,485	30,485	1,841	32,326	256	32,582
その他の項目						
減価償却費	1,212	1,212	24	1,236	62	1,299
のれん償却額	448	448	21	470		470
減損損失	56	56	-	56		56
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,692	3,692	289	3,981	34	4,016

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	保険薬局事業	計				
売上高						
(1)外部顧客への売上高	71,899	71,899	4,884	76,783		76,783
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	24	24	458	482	482	
計	71,923	71,923	5,342	77,266	482	76,783
セグメント利益	3,942	3,942	117	3,824	1,011	2,812
セグメント資産	34,568	34,568	5,966	40,534	255	40,790
その他の項目						
減価償却費	1,337	1,337	43	1,381	56	1,438
のれん償却額	573	573	115	688		688
減損損失	67	67		67		67
持分法適用会社への投 資額			93	93		93
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,096	4,096	2,696	6,793	24	6,817

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療・医薬情報資材制作関連事業、医薬品
治験関連事業、労働者派遣・紹介事業、グループ内業務代行事業、医療関連経営コンサルティング事業を含んでおり
ます。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

セグメント利益の調整額	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	37	33
全社費用	818	978
合計	855	1,011

全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:百万円)

セグメント資産の調整額	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産	256	255
合計	256	255

全社資産は主に報告セグメントに帰属しない本社部門に係る資産であります。

(単位:百万円)

その他の項目の調整額	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費 1	62	56
有形固定資産及び無形固定資産の増加額 2	34	24
合計	97	81

1. 主に報告セグメントに帰属しない本社部門に係る資産の減価償却費であります。

2. 主に報告セグメントに帰属しない本社部門の設備投資額であります。

- 3．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 4．報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[前へ](#) [次へ](#)

(関連情報)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(a) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(b) 地域ごとの情報

(イ) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため該当事項はありません。

(ロ) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため該当事項はありません。

(c) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報は、「セグメント情報」の「(c) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の「その他の項目」に記載しているため、省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	保険薬局事業	その他	全社・消去	合計
(のれん)				
当期償却額	448	21		470
当期末残高	6,601	463		7,064
(負ののれん)				
当期償却額	21			21
当期末残高				

当連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

(単位：百万円)

	保険薬局事業	その他	全社・消去	合計
(のれん)				
当期償却額	573	115		688
当期末残高	7,924	2,998		10,922
(負ののれん)				
当期償却額				
当期末残高				

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

前連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

当連結会計年度において、17百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社の持分法適用関連会社1社の事業を譲受けたことにより発生したものであります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり純資産額	488.87円	511.39円
1株当たり当期純利益金額	62.11円	52.76円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成23年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合での株式分割及び平成24年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
当期純利益金額(百万円)	1,560	1,349
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	1,560	1,349
期中平均株式数(株)	25,119,671	25,576,550

[前△](#) [次△](#)

(重要な後発事象)

(株式取得による会社等の買収)

当社は、平成25年3月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月5日に株式会社アルファーム（以下、「アルファーム」という。）の全株式を取得し完全子会社化いたしました。

1. 目的

アルファームは、平成9年の設立以来、薬の専門家として地域医療の一翼を担い地域に欠かせない“かかりつけ薬局”を目指し、茨城県を中心に栃木県、群馬県の3県に23店舗を展開しております。

アルファームと当社グループの保険薬局を合わせることで、関東地方において、保険薬局業界トップクラスの店舗数を築くことを目的とし、本件株式を取得し、子会社化することといたしました。

2. 株式取得の相手先の名称

(1) 従業員持株会

(2) 個人株主

3. 株式取得の対象会社の概要

(1) 名称

株式会社アルファーム

(2) 事業内容

保険薬局の経営

(3) 事業規模（平成24年3月期）

売上高	4,820 百万円
売上総利益	1,669 百万円
営業利益	158 百万円
経常利益	163 百万円
当期利益	68 百万円
総資産	2,033 百万円
株主資本	497 百万円

4. 取得した株式の数及び取得後の持分比率

(1) 取得した株式の数

普通株式	907株
------	------

(2) 取得価額

普通株式	4,000 百万円
取得に直接要した費用	1 百万円
合計	4,001 百万円

(3) 取得後の持分比率

100%

5．資金の調達方法

金融機関からの借入

（共通支配下の取引等）

1．新設分割による重要な子会社の設立

当社は、平成25年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日に新設分割による中間持株会社を設立いたしました。

（1）企業結合の概要

新設企業の名称及び事業の内容

クオールSDホールディングス株式会社

保険薬局事業以外の医療周辺事業のグループ会社の経営管理等

企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、クオールSDホールディングス株式会社を新設分割で、クオールSDホールディングス株式会社が分割に際して発行する普通株式4,000株のすべてを当社に割り当てる分社型（物的）分割です。

企業結合の目的と概要

保険薬局事業以外の医療周辺事業における経営管理業務を集約し、事業シナジーを高め、さらに事業を推進することを目的とし、当該会社分割をいたしました。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2．保険薬局事業に係る吸収分割

当社は、平成25年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日に吸収分割を実施いたしました。

（1）企業結合の概要

結合当事企業及び対象となった事業の内容

アポプラスステーション株式会社

保険薬局事業

企業結合の法的形式

当社を承継会社、アポプラスステーション株式会社を分割会社とする吸収分割です。

結合後企業の名称

クオール株式会社

企業結合の目的と概要

保険薬局事業の重複する管理業務を削減し、保険薬局事業の効率を高めることを目的とし、当該吸収分割をすることといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

[前へ](#) [次へ](#)

（２）第21期事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

平成25年 5月14日開催の取締役会で承認し、公表した第21期事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。金額については、百万円未満を切捨てて表示しております。

財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成したものではありません。

なお、金融商品取引法第193条の2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

[前△](#) [次△](#)

個別財務諸表
（1）貸借対照表

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,563	4,242
売掛金	7,802	6,661
商品	1,823	2,891
貯蔵品	79	98
前払費用	249	290
繰延税金資産	476	644
その他	277	813
貸倒引当金	6	58
流動資産合計	13,267	15,582
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,719	3,509
構築物（純額）	181	197
車両運搬具（純額）	25	15
工具、器具及び備品（純額）	854	933
リース資産（純額）	0	42
土地	1,033	1,641
建設仮勘定	28	24
有形固定資産合計	4,842	6,363
無形固定資産		
のれん	3,673	5,977
ソフトウェア	597	669
リース資産	0	1
その他	215	89
無形固定資産合計	4,487	6,738
投資その他の資産		
投資有価証券	238	287
関係会社株式	4,945	5,817
出資金	1	1
長期貸付金	93	8
関係会社長期貸付金	158	23
長期前払費用	64	79
繰延税金資産	206	175
差入保証金	1,729	1,943
その他	276	316
貸倒引当金	15	2
投資その他の資産合計	7,698	8,651
固定資産合計	17,029	21,752
繰延資産		
社債発行費	-	13
繰延資産合計	-	13
資産合計	30,296	37,349

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,312	9,461
短期借入金	2,357	933
1年内返済予定の長期借入金	1,982	3,075
未払金	650	511
未払費用	354	498
未払法人税等	594	664
前受金	0	20
預り金	90	150
賞与引当金	734	955
リース債務	0	18
その他	47	201
流動負債合計	15,122	16,492
固定負債		
長期借入金	3,395	6,848
社債	-	860
リース債務	0	28
資産除去債務	230	304
その他	20	27
固定負債合計	3,646	8,068
負債合計	18,768	24,560
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,126	1,126
資本剰余金		
資本準備金	785	785
その他資本剰余金	6,354	6,376
資本剰余金合計	7,139	7,161
利益剰余金		
利益準備金	12	12
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,229	4,887
利益剰余金合計	3,242	4,899
自己株式	9	435
株主資本合計	11,498	12,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	29	37
評価・換算差額等合計	29	37
純資産合計	11,527	12,789
負債純資産合計	30,296	37,349

[前へ](#) [次へ](#)

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	54,047	67,051
売上原価	47,566	59,417
売上総利益	6,481	7,634
販売費及び一般管理費		
役員報酬	325	384
給料及び手当	549	776
賞与引当金繰入額	77	87
退職給付費用	24	29
賃借料	276	334
消耗品費	188	233
減価償却費	285	273
のれん償却額	266	466
法定福利費	118	151
支払手数料	450	506
その他	1,410	1,597
販売費及び一般管理費合計	3,972	4,841
営業利益	2,508	2,793
営業外収益		
受取利息	12	9
受取手数料	43	57
負ののれん償却額	21	-
その他	23	32
営業外収益合計	100	99
営業外費用		
支払利息	53	67
株式交付費	7	-
貸倒引当金繰入額	15	38
アレンジメントフィー	33	12
株式公開費用	56	41
その他	7	16
営業外費用合計	174	176
経常利益	2,434	2,716
特別利益		
固定資産売却益	2	2
抱合せ株式消滅差益	-	880
負ののれん発生益	-	17
その他	-	0
特別利益合計	2	900

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	86	40
固定資産売却損	2	0
減損損失	45	67
関係会社株式評価損	39	-
抱合せ株式消滅差損	10	-
災害による損失	21	-
その他	9	-
特別損失合計	216	107
税引前当期純利益	2,219	3,509
法人税、住民税及び事業税	990	1,194
法人税等調整額	152	4
法人税等合計	1,143	1,198
当期純利益	1,076	2,311

[前へ](#) [次へ](#)

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		34,524	72.6	41,525	69.9
労務費		7,771	16.3	10,794	18.2
経費		5,270	11.1	7,097	11.9
売上原価		47,566	100.0	59,417	100.0

(注) 主な内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
租税公課 (百万円)	1,957	2,229
賃借料 (百万円)	1,086	1,444

[前△](#) [次△](#)

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	814	1,126
当期変動額		
新株の発行	311	-
当期変動額合計	311	-
当期末残高	1,126	1,126
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	473	785
当期変動額		
新株の発行	311	-
当期変動額合計	311	-
当期末残高	785	785
その他資本剰余金		
当期首残高	6,293	6,354
当期変動額		
自己株式の処分	60	22
当期変動額合計	60	22
当期末残高	6,354	6,376
資本剰余金合計		
当期首残高	6,767	7,139
当期変動額		
新株の発行	311	-
自己株式の処分	60	22
当期変動額合計	372	22
当期末残高	7,139	7,161
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	12	12
当期末残高	12	12
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,481	3,229
当期変動額		
剰余金の配当	327	653
当期純利益	1,076	2,311
当期変動額合計	748	1,657
当期末残高	3,229	4,887
利益剰余金合計		
当期首残高	2,493	3,242
当期変動額		
剰余金の配当	327	653
当期純利益	1,076	2,311
当期変動額合計	748	1,657

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
当期末残高	3,242	4,899
自己株式		
当期首残高	18	9
当期変動額		
自己株式の取得	-	499
自己株式の処分	8	73
当期変動額合計	8	425
当期末残高	9	435
株主資本合計		
当期首残高	10,057	11,498
当期変動額		
新株の発行	623	-
剰余金の配当	327	653
当期純利益	1,076	2,311
自己株式の取得	-	499
自己株式の処分	69	96
当期変動額合計	1,441	1,253
当期末残高	11,498	12,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3	29
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	7
当期変動額合計	33	7
当期末残高	29	37
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3	29
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	7
当期変動額合計	33	7
当期末残高	29	37
純資産合計		
当期首残高	10,053	11,527
当期変動額		
新株の発行	623	-
剰余金の配当	327	653
当期純利益	1,076	2,311
自己株式の取得	-	499
自己株式の処分	69	96
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	7
当期変動額合計	1,474	1,261
当期末残高	11,527	12,789

[前へ](#) [次へ](#)

（４）個別財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、当事業年度において、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた23百万円は、「貸倒引当金繰入額」15百万円、「その他」7百万円として組替えております。

6．その他

（１）役員の異動

代表取締役の異動

該当事項はありません。

その他の役員の異動

該当事項はありません。

（２）その他

該当事項はありません。

[前△](#)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第21期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

クオール株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柏崎 周弘	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 守	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 孝明	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクオール株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クオール株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クオール株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、クオール株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

クオール株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏崎 周弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 孝明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクオール株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クオール株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

クオール株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 孝明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクオール株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クオール株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。